基本使用料(屋外体育施設)		改定前		改訂後		
施設名	使用区分	使用料		使用料		
		9時~19時	19時~21 時30分	9時~19時	19時~21 時30分	
長山公園グラウンド	市民以外 の者が使用 する場合	<u>1. 500</u>	<u>1. 500</u>	<u>1. 530</u>	<u>1. 530</u>	
弁天緑地グラウンド (野球場)	市民以外の 者が使用す る場合	<u>1, 500</u>	7	<u>1, 530</u>	_	
弁天緑地グラウンド (サッカー場)	市民以外の 者が使用す る場合	<u>1, 500</u>	<u>1. 500</u>	<u>1, 530</u>	<u>1, 530</u>	
あさひ公園多目的広場	市民以外の 者が使用す る場合	<u>1, 500</u>	7	<u>1, 530</u>	7	
庭球場(1面当たり)	市民以外の 者が使用す る場合	<u>600</u>	<u>600</u>	<u>610</u>	<u>610</u>	

基本使用料(物品販売等)

	改定前	改訂後
使用区分	使用料(1日 当たり)	使用料(1日 当たり)
使用する面積が20平方 メートル以下の場合	<u>1件につき</u> 2,000円	<u>1件につき</u> 2,040円

附属設備の使用料		改定前		改訂後				
施設名	附属設備	使用区分	使用時間	使月	用料	使用	料	超過料金
勝山市長山公園グラウンド	照明施設	市民が使用する場合	午後7時か ら午後9時 30分まで	使用時間 帯、1回照 明点灯	3,000	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>3, 140</u>	照明の点 灯超過時 間が30分
		市民以外の 者が使用す る場合	午後7時か ら午後9時 30分まで	使用時間 帯、1回照 明点灯	9,000	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>9, 420</u>	未満のと きは、使 用料の4分
		市民が市民 以外の者と 混合使用す る場合	午後7時か ら午後9時 30分まで	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>6, 000</u>	使用時間 帯、1回照 明点灯	<u>6, 280</u>	の1増。30 分以上1時 間未満の 場合は4分
勝山市庭球場	照明施設	市民が使用する場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1コー ト照明点 灯	<u>600</u>	使用時間 帯、1コー ト照明点 灯	<u>630</u>	照明の点 灯超過時 間が30分 未満のと
		市民以外の 者が使用す る場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1コー ト照明点 灯	<u>1, 800</u>	使用時間 帯、1コー ト照明点 灯	<u>1, 890</u>	きは、使 用料の3分 の1増とす る。
		市民が市民 以外の者と 混合使用す る場合	午後7時から午後9時 30分まで	使用時間 帯、1コー ト照明点 灯	<u>1, 200</u>	使用時間 帯、1コー ト照明点 灯	<u>1. 260</u>	
		市民が使用する場合	午後7時から ト後9時30 分まで	使用時間 帯1コート 照明点灯	600	使用時間 帯1コート 照明点灯	<u>630</u>	照明の点 灯超が30分 未満のと きは、使
弁天緑地グラウンド (サッカー場)	照明施設	市民以外の 者が使用す る場合	午後7時か ら 午後9時30 分まで	使用時間 帯1コート 照明点灯	<u>1, 800</u>	使用時間 帯1コート 照明点灯	<u>1, 890</u>	用料の3分 の1増とす る。
		市民が市民 以外の者と 混合使用す る場合	午後7時から ト後9時30 分まで	使用時間 帯1コート 照明点灯	<u>1, 200</u>	使用時間 帯1コート 照明点灯	<u>1, 260</u>	

附属備品の使用料			改定前	改訂後
施設名	附属備品名	使用時間	使用料	使用料
長尾山総合公園クロス カントリーコース	クロスカン トリース キー用具ー 式 スノー シュー	1時間	<u>500</u>	<u>520</u>
		半日(3時間)	800	<u>840</u>
		1日(6時間)	<u>1, 500</u>	<u>1, 570</u>
		1時間	<u>300</u>	<u>310</u>
		半日(3時間)	<u>500</u>	<u>520</u>
		1日(6時間)	<u>700</u>	<u>730</u>